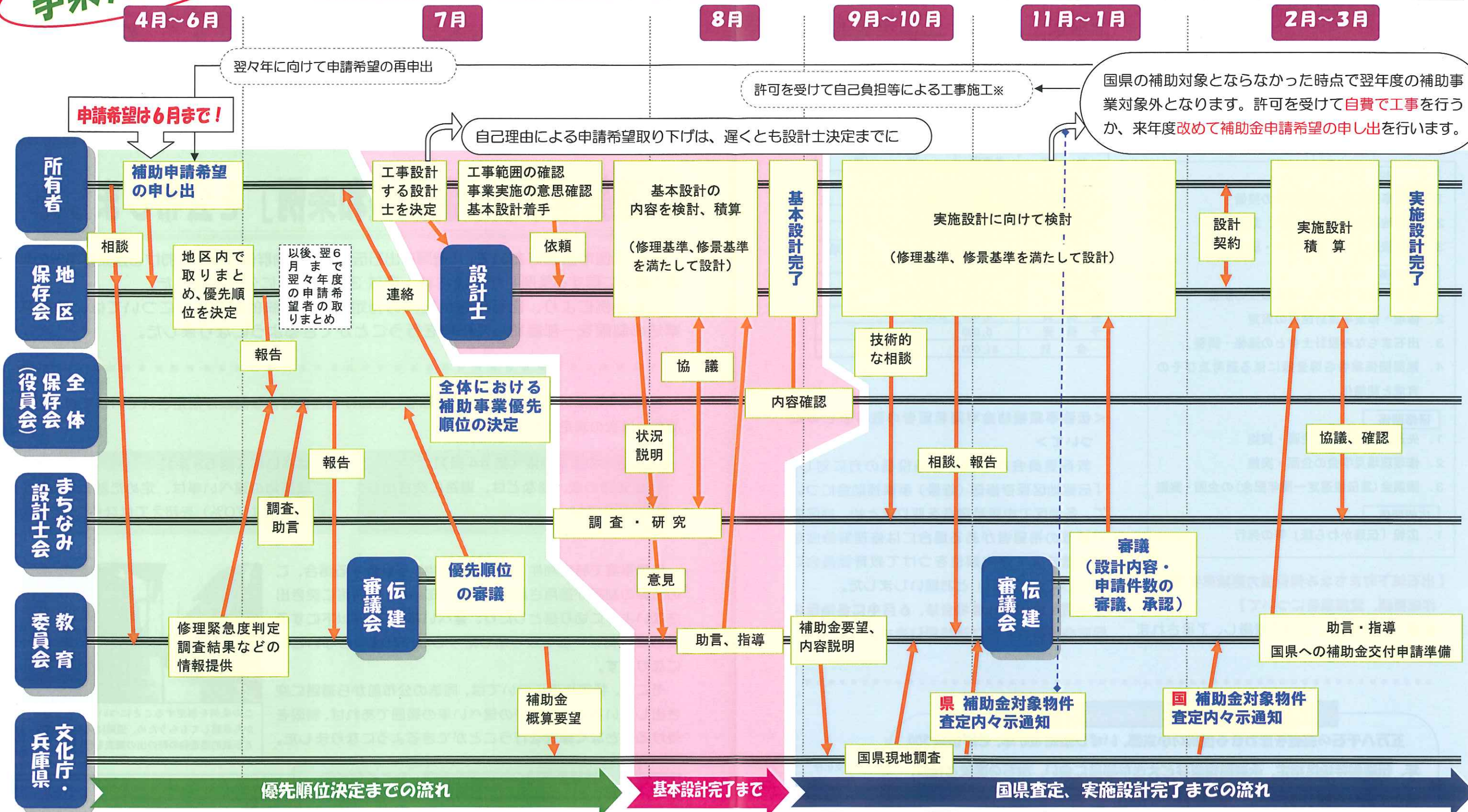


# 事業実施前年度

## 伝建地区保存修理（修景）事業実施前年度の流れ（予定）

前号4ページ目に掲載しました「補助対象物件を決めるまでの流れ」に加え、実施設計完了までの流れについて、各機関との連携を図示してお知らせします。（今後変更することもあります。）



- ① 国県補助金交付申請に相当の資料が必要になります。また、実際に施工する大工さん、建築会社は入札によって決めることになります。そのため、設計士（正式名称は「建築士」）に設計監理を依頼していただきます。
- ② 設計士は伝建制度に詳しい「まちなみ設計士会」の会員に依頼されることをお勧めしますが、会員以外の設計士に依頼することもできることにしています。

※ 国県の予算上、伝建補助事業の採択を受けられなかったなどのときは、(財)兵庫県まちづくり技術センター及び豊岡市の景観形成支援事業修景助成金を受けることができます。ただし、この場合でも伝建事業と同様に、修理基準、修景基準を満たす設計内容にする必要があります。また、補助率、補助上限額とも伝建事業によるものより低率、低額になります。

事業実施年度の流れは次号でお知らせします！